

お客さま各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「特約付き金銭信託約款」特約条項の改定について

「特約付き金銭信託約款」特約条項を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

2024年11月1日（金）

2. 対象となる約款

- 特約付き金銭信託〔ずっと安心信託〕約款
- 特約付き金銭信託〔教育資金贈与信託〕約款
- 特約付き金銭信託〔結婚・子育て支援信託〕約款

3. 改定内容 ※改定後の約款につきましては、次ページ以降をご参照ください。

(1) 「特約付き金銭信託〔ずっと安心信託〕約款」特約条項 第2条(1)

改定前	改定後
第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。 (1)第1条第1項を、次の通り改めます。 委託者は、別途提出する「ずっと安心信託申込書」(以下「申込書」といいます。)に基づき、当該申込書指定の者に、当該申込書指定の金額・取得割合・期間にて信託財産(「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。)の中から金銭を交付し、かつ、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、 <u>当社は受託者としてこれを引受けました。</u>	第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。 (1)第1条第1項を、次の通り改めます。 委託者は、別途提出する「ずっと安心信託申込書」(以下「申込書」といいます。)に基づき、当該申込書指定の者に、当該申込書指定の金額・取得割合・期間にて信託財産(「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。)の中から金銭を交付し、かつ、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託します。 <u>この信託契約は、申込書の記載内容に基づき当社が受託者として信託の引受を承諾することとして、当社が信託金を受入れることによって成立します。</u>

(2) 「特約付き金銭信託〔教育資金贈与信託〕約款」特約条項 第2条(1)

改定前	改定後
第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めま	第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めま

<p>す。</p> <p>(1)第1条第1項を以下の通り改めます。 委託者は、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖し、租税特別措置法（租税特別措置法および同法に定める政省令を含むものとします。以下、同じ。）に規定する教育資金管理契約として、当社に別途提出する「教育資金贈与信託申込書」（以下「申込書」とします。）の内容により受益者の教育資金を管理し、受益者のお申出に応じて教育資金を交付する目的で<u>信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。</u></p>	<p>す。</p> <p>(1)第1条第1項を以下の通り改めます。 委託者は、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖し、租税特別措置法（租税特別措置法および同法に定める政省令を含むものとします。以下、同じ。）に規定する教育資金管理契約として、当社に別途提出する「教育資金贈与信託申込書」（以下「申込書」とします。）の内容により受益者の教育資金を管理し、受益者のお申出に応じて教育資金を交付する目的で<u>信託します。この信託契約は、申込書の記載内容に基づき当社が受託者として信託の引受を承諾することとして、当社が信託金を受入れることによって成立します。</u></p>
---	--

(3) 「特約付き金銭信託〔結婚・子育て支援信託〕約款」特約条項 第2条(1)

改定前	改定後
<p>第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。</p> <p>(1)第1条第1項を以下の通り改めます。 委託者は、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖し、租税特別措置法（租税特別措置法および同法に定める政省令を含むものとします。以下、同じ。）に規定する結婚・子育て資金管理契約として、当社に別途提出する「結婚・子育て支援信託申込書」（以下「申込書」とします。）の内容により受益者の結婚・子育て資金を管理し、受益者のお申出に応じて結婚・子育て資金を交付する目的で<u>信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。</u></p>	<p>第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。</p> <p>(1)第1条第1項を以下の通り改めます。 委託者は、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖し、租税特別措置法（租税特別措置法および同法に定める政省令を含むものとします。以下、同じ。）に規定する結婚・子育て資金管理契約として、当社に別途提出する「結婚・子育て支援信託申込書」（以下「申込書」とします。）の内容により受益者の結婚・子育て資金を管理し、受益者のお申出に応じて結婚・子育て資金を交付する目的で<u>信託します。この信託契約は、申込書の記載内容に基づき当社が受託者として信託の引受を承諾することとして、当社が信託金を受入れることによって成立します。</u></p>

【ご照会先】

弊社取扱店([リンク](#))までお問い合わせください。

(受付時間：平日 9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く))

以上

特約付き金銭信託〔ずっと安心信託〕約款

第1条 (信託目的・追加信託・証券類の受入れ等)

- (1) 委託者は、この証書面（通帳式の場合通帳）記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。
- (2) 委託者は、当社の承諾を得ていつでもこの信託に金銭を追加することができます（以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。）。
- (3) 当社が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (4) 小切手その他の証券類により受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日または追加信託日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換に（通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ）、受入店で返却します。

第2条 (信託期間)

- (1) 信託契約の期間は、信託契約日に始まり、証書面（通帳式の場合通帳）記載の信託財産交付日の前日（以下「信託期間満了日」とします。）をもって終わります。なお、信託期間は、委託者および受益者のお申出により延長することができます。
- (2) 追加信託がなされたときに、その追加信託日から信託期間満了日までの期間が2年に満たない場合には、信託期間満了日は、前項にかかわらずその追加信託日から2年間延長されます。その後追加信託がなされたときにも同様とします。
ただし、第11条第1項第4号に定める収益金を追加する場合は、この限りではありません。
- (3) この信託契約は、信託期間満了日より前に解約できません。
ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めるときは全部または一部の解約に応ずることがあります。
- (4) 前項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

第3条 (運用)

- (1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。）の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
 - ① 貸付金、割引手形
 - ② 国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証書を含みます。）、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
 - ③ 預金、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
 - ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券
 - ⑤ 信託受益権および信託受益証券（当社を受託者とするものを含みます。）
 - ⑥ 株式（新株予約権証券を含みます。）および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - ⑦ 不動産
 - ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
 - ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当社は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。この貸付によって取得した金銭は信託財産に属します。
- (3) 当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えまたはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利・信用に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引およびスワップ取引等（外国為替の売買予約を含みます。）を行うことができます。
- (4) 当社は、信託財産を担保に供して借入をすることができます。この借入金は信託財産に属します。
- (5) 当社は、必要があると当社が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定（借り主からの相殺の約定を含みます。）をすることができます。

第3条の2 (当社等との取引)

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（以下「兼営法施行規則」とします。）第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、信託財産を当社の銀行勘定に運用することができます。この場合、当社は当社店頭に表示（掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。）する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、貸付、貸付金の売買取引、コールローン、第3条第2項および第3項に掲げる取引、為替取引および有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引（有価証券等の売買取引の委託を含みます。）を、当社の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が第三者の代理人となって行う取引を行う場合も含みます。）、当社の利害関係人、第5条の2に定める委託先または他の信託財産との間で行うことができます。
- (3) 前項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」とします。）第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいい、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

第3条の3(競合行為)

- (1) 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」とします。)について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。
- (2) 当社は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当社は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第4条(合同運用)

- (1) 当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産(以下「合同運用財産」とします。)について生じた損益は、第11条および第12条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

第4条の2(合同運用財産の統合)

- (1) 当社は、合同運用財産を、信託目的および運用方法を同じくする他の信託契約に係る合同運用財産と統合することがあります。
ただし、合同運用財産の統合は、収益金の分配額が、統合により減少しない場合に限るものとします。
- (2) 当社は、前項に基づき合同運用財産の統合を行うときは、合同運用財産の統合がなされる旨、統合する合同運用財産の内容および統合期日、ならびに統合について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヵ月以上とします)にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その統合を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

第5条(信託の登記・登録の留保等)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、当社は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第5条の2(信託業務の委託)

- (1) 当社は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。
 - ① **信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務** 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
 - ② **信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務** 法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
 - ① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ② 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、第1項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを確認するものとします。
- (4) 当社は、第1項に定める当社の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、市場水準等に照らし公正と認められる条件により行うことができます。
- (5) 前4項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③ 当社(当社から指図の権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により委託先が行う業務
 - ④ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条(元本補てん・利益補足・予定配当率)

- (1) 当社は、貸付先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に万一欠損が生じた場合、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。当社が補てんする欠損は、信託法第13条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約

款第 11 条の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。

- (2) 当社は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて予定配当率を決定し、当社店頭に表示することにより受益者に示します。
- (3) 当社は、利益の補足を行いません。したがって、受益者に示した前項の予定配当率は、これを保証するものではありません。

第 6 条の 2(信託の分割等)

当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する受益権（以下「付保受益権」とします。）の受益者に対する元本補てんの履行、および保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、本信託受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当社の判断により信託を分割することができるものとし、当該分割は当社の定める時点において効力を生じるものとし、この場合、当社は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知する方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表するほか、遅滞なく通知または公告を行うものとし、また、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託または分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当社が判断したときには、信託を終了することとします。

第 7 条(租税・事務処理費用)

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

第 8 条(信託の終了事由)

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

- ① 第 2 条第 1 項および第 2 項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）
- ② 第 2 条第 3 項ただし書に定める全部の解約（以下「解約による信託の終了」とします。）
- ③ 第 4 条の 2 第 3 項および第 17 条第 3 項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
- ④ 第 9 条第 1 項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）

第 8 条の 2(マネー・ロンダリング等に係る取引の制限)

- (1) 当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第 9 条(反社会的勢力、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の排除)

- (1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとし、
 - ① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - ④ この信託がマネー・ロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) 委託者は、第 16 条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第 18 条にもとづく受益権の譲渡、質入に際し、第 1 項第 2 号のいずれかに該当する者、もしくは第 1 項第 3 号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとし、

第 10 条 (収益金の計算日・計算期間)

この信託は、毎年 3 月・9 月の各 25 日 (以下「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を以下「計算期間」とします。) および信託終了日において、第 11 条および第 12 条に定める方法により受益者の収益金を計算します。

第 11 条 (利益処分・信託報酬・収益金分配等)

- (1) 計算期日に合同運用財産について生じた計算期間中の利益は、次の順序により処理します。
 - ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第 2 項に定める信託報酬率により計算される信託報酬 (ただし、円未満の端数は切り捨てます。) と第 7 条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
 - ② 合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ③ 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し 1000 分の 3 以内の割合で当社が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお、この債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れをします。
 - ④ 前各号の処理をした後の残額 (以下「総収益額」とします。) は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配します。分配に当っては、当該計算期日の翌日以降に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお、収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以降となった場合も、その収益金については付利しません。
- (2) 信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額 (当社が前回計算期日の翌日 (ただし、前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日) に示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算される額。以下同じ。) の合計額とが同額となるよう決定されます。
ただし、信託報酬率は年 8.0 パーセントを上限、年 0.01 パーセントを下限とします。
- (3) 前条の収益金の計算に当っては、まず合同運用財産についての総収益額を確定し、その総収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します。

第 12 条 (信託財産の交付)

- (1) 期間満了による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの日数、前回計算期日の翌日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、信託期間満了日の翌日以降に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (2) 期間満了による信託の終了の場合、お支払のお申出が信託期間満了日の翌々日以降になされたときの信託期間満了日の翌日からお申出日の前日までの収益金 (以下「期日後収益」とします。) については予定配当率に代えて、お申出日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
ただし、当該お申出が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降になされた場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日からお申出日の前日までの期間については、当該お申出日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該お申出日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (3) 解約による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日 (ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。) からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料 (ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。) を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (4) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合、前回計算期日の翌日 (ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。) から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、前項に定める解約手数料と同額の解約調整金 (ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。) を差引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合で、解約日が信託期間満了日の翌々日以降の場合の期日後収益については予定配当率に代えて、解約日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
ただし、当該解約日が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降の場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日から解約日の前日までの期間については、当該解約日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該解約日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (6) 前各項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額 (それぞれのお申出日において第 11 条の定めに基づき計算した場合に求められる金額) を限度とします。

- (7) 信託期間満了日前に受益者から一部の解約のお申出があり当社がこれを認めた場合には、お申出日に、お申出の額から解約手数料を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を信託終了日以降に受益者に金銭で返戻します。

- (8) 異議による信託の終了の場合、お申出日に第3項に定める方法により支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。
- (9) 第3項、第7項および第8項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当社店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。
- (10) 第3項、第7項および第8項の解約手数料ならびに第4項の解約調整金は、各項に定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。
- (11) 第1項、第3項、第4項、第5項、第7項および第8項の信託の終了の際には、証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください)。

なお、第4項および第5項の信託の終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条(受益者への報告事項)

- (1) 当社は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。

①削除

②信託終了時の最終計算を記載した書面 受益者への交付

③兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料 当社店頭での書面の備置き、閲覧(なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。)

④兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第5条の2第1項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第31条第1項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面 当社店頭での書類の備置き、閲覧(なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。)

- (2) 当社は、前項第3号の備置きにより、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当社は、第1項第4号の備置きにより、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。
- (4) 受益者は、信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第14条(善管注意義務)

- (1) 当社は、この信託契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。
- (2) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと当社が認める場合は、この限りではありません。

第15条(権利の消滅)

- (1) この信託について長期間お取引がない場合、当社は、この信託の信託財産(以下本条から第15条の3までにおいて「信託財産」といいます。)を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、信託財産に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第15条の2から第15条の3によります。
- (4) なお、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に該当せず、受益者が信託期間満了日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は当社に帰属するものとします。

第15条の2(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

(ずっと安心信託約款)

- ③当社が受益者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限り、
- ④信託財産が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に定める事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①信託期間の末日
- ②法令または契約に基づく信託金の追加または信託財産の交付が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当社が信託金の追加または信託財産の交付の予定を把握することができるものに限ります。)
- 当該信託金の追加または信託財産の交付が行われた日もしくは当該信託金の追加または信託財産の交付が行われないことが確定した日

第15条の3(休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 受益者は、第15条第1項に定める場合、当社を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、受益者は、当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 受益者は、第15条第1項に定める場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
- ①信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- ②信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満了する場合に限り、受益者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当社が信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

第16条(受益者・受託者の変更等)

- (1) 委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。
- (2) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (3) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
- (4) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第17条(信託約款の変更)

- (1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。
- (2) 当社は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヵ月以上とします)にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます(受益者が当社に対し受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。)
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。
- (5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第18条(譲渡・質入)

- (1) この信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。
- (2) 当社が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第19条(印鑑届出・印鑑照合)

- (1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ取扱店に届出てください。
- (2) 当社が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第20条(届出事項の変更、証書等の再発行等)

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに取扱店にお申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ①信託証書、通帳または印章の喪失
- ②印章、名称、住所その他の届出事項の変更

- ③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動
- (2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。
- ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合
- ③前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合
- (3) 第1項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（通帳式の場合通帳）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 信託証書（通帳式の場合通帳）を再発行する場合には、当社店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第20条の2（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当社が委託者、その相続人または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第21条（受益債権の相殺等）

- (1) 当社は、信託財産交付日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当社のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含みます。以下同じ。）とを相殺することができます。また、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当することもできます。この場合の手続き、計算方法等については別に約定した定めにしたがいます。
- (2) 受益者は、信託財産交付日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- また、受益者が相殺の対象とする当社に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当社が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当社は当該受益債権と銀行勘定貸その他信託財産からの債務との相殺を行いません。
- (3) 前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（または通帳）は届出の印章により押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、受益者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (4) 第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (5) 第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第22条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1) この信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号））による改正後の法律が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

特約条項

委託者と受託者は次の通り特約します。

第1条 この信託を「ずっと安心信託」と称します。

第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。

(1) 第1条第1項を、次の通り改めます。

委託者は、別途提出する「ずっと安心信託申込書」(以下「申込書」といいます。)に基づき、当該申込書指定の者に、当該申込書指定の金額・取得割合・期間にて信託財産(「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。)の中から金銭を交付し、かつ、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託します。この信託契約は、申込書の記載内容に基づき当社が受託者として信託の引受を承諾することとして、当社が信託金を受入れることによって成立します。

(2) 第1条第2項を次の通り改めます。

受益者からのお申出があり、当社でこれを認めたときは、この信託に金銭を追加することができます(以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。)

(3) 第1条第4項中「証書と引換に(通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ)」を「通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ」に改めます。

(4) 第1条の次に次の1条を加えます。

第1条の2(受益者、信託契約の分割等)

(1) この信託においては、委託者は、信託契約日に受益権を取得します(以下委託者である受益者を「第1受益者」といいます。)。第1受益者は、申込書等(第8項の「当社所定の書面」等の信託契約締結後に申込書の内容を変更する書面を含みます。以下同じ。)指定の金額および当該金額から生ずる収益金につき、申込書等の指定に基づき、信託財産の中から金銭で交付を受けることができます。また、第1受益者が死亡した場合は、第1受益者の保有する受益権は消滅します。

(2) 申込書等に指定された「ご家族用(一時金)」の受取人(以下「一時金受取人」といいます。)は、第1受益者が死亡したときに受益権を取得します。一時金受取人は、申込書等指定の金額および当該金額から生ずる収益金につき、申込書等の指定に基づき、信託財産の中から金銭(一時金)で交付を受けることができます。

(3) 申込書等に指定された「ご家族用(定時定額受け取り)」の受取人(以下「定時定額受取人」といいます。)は、第1受益者が死亡したときに受益権を取得します。定時定額受取人は、申込書等指定の金額および当該金額から生ずる収益金につき、申込書等の指定に基づき、信託財産の中から金銭で交付を受けることができます。

(4) 一時金受取人および定時定額受取人を総称して「第2受益者」といいます。

(5) 第2受益者が受益権を取得後に死亡した場合は、第8条第6号に基づき、当該第2受益者にかかる分割後の信託は終了します。当該終了した信託の受益権は、当該第2受益者の相続財産を構成します。なお、第2受益者が、第1受益者の死亡以前に死亡している場合には、第2受益者は受益権を取得しません。

(6) 委託者は、第2受益者を指定することができます。第2受益者は、複数指定することができます。第2受益者が指定されている場合、申込書等指定の金額、取得割合にて(ただし、金額換算で円未満の端数が生じた場合は、申込書等記載の取得順位の高い者に端数の合計金額を帰属させて再計算した取得金額にて)、その人数と同じ個数の信託契約に信託契約が分割され、各第2受益者は、それぞれ分割された信託契約に基づく信託の受益権を取得するものとします。

(7) 委託者は、前項の指定に当たっては、委託者の推定相続人(この信託契約締結時点で委託者の相続が開始した場合に相続人となる者をいいます。)から指定するものとします。

(8) 委託者は、当社所定の書面により、委託者の推定相続人の中から、第2受益者を変更(追加、取消しを含みます。)することができます。

なお、委託者が遺言によって第2受益者を変更した場合、委託者、委託者の相続人その他利害関係を有する者が当該変更内容を証拠添付のうえで、当社に書面で通知しない限り、当社は、第2受益者の変更がなされていないものと取り扱うことができ、当該取扱いにより既に行った第2受益者に対する信託財産の交付は有効とみなされるものとし、当社は、当該取扱いにより生じた委託者および委託者の相続人その他の第三者の損害について責任を負わないものとします。また、前項および本項に基づく第2受益者の指定内容について当社は検証を行わず、当該指定内容が本規定に反するものであったとしても、当該指定内容に従った取扱いは有効とみなされ、当社は、当該取扱いにより生じた委託者および委託者の相続人その他の第三者の損害について責任を負わないものとします。

(9) 当社は、第1受益者が死亡した事実を知った後、遅滞なく、第2受益者(複数指定されている場合にはその全員)に対し、委託者の届け出た第2受益者の住所に、この信託の受益権を取得した事実を通知するとともに、当社が通知を発送した日から3ヵ月以内に当社宛て受益の承認または受益権を放棄すべき旨を催告するものとします。第2受益者は受益を承認する場合は、受益の意思表示を当社所定の書面によって行うとともに、当該書面において信託財産の受取方法等について当社所定の手続を行うものとします。第2受益者による当該受益の意思表示が当社に到達した場合、第2受益者は、以後受益権を放棄することはできないものとします。当社は、第2受益者による受益の意思表示および信託財産の受取方法等の指定が当社所定の書面により行われな

第2受益者に対する信託金等の交付を行わないことができ、当社は、当該信託金等の交付につき遅滞責任を負いません。また、本項第1文に定める通知を発送した日から3ヵ月以内にいずれの意思表示もなされない場合は、受益の意思表示があったものとみなします。

- (10) 第2受益者が受益権を放棄する場合には、受益権放棄の意思表示を当社所定の書面によって行うこととし、当該意思表示が当社に到達した場合には、当該第2受益者は当初から受益権を取得しなかったものとみなして、当該第2受益者にかかる信託は第1受益者の死亡したときに終了したものとみなします。当該終了した信託の受益権は、第1受益者の相続財産を構成します。
- (11) 第2受益者が受益権を取得後に死亡した場合、当該第2受益者にかかる信託は終了します。当該終了した信託の受益権は当該第2受益者の相続財産を構成します。
- (12) 第1受益者の死亡以前に第2受益者の一部が死亡していた場合、委託者が当該第2受益者に取得させるものとして申込書等に指定した金額または割合に相当する信託財産にかかる信託契約は、第1受益者の死亡したときに第8条第8号に基づき終了し、当該終了した信託の受益権は、第1受益者の相続財産を構成します。

(5) 第2条第1項を以下の通り改めます。

信託契約の期間は、申込書等記載の期間（信託契約日に始まり、信託財産交付日の前日（以下「信託期間満了日」といいます。）までとします。）とします。この信託契約の期間を変更することはできません。

(6) 第2条第3項を、以下の通り改めます。

この信託契約は、本信託契約各条に定める場合を除き、信託期間満了日より前に解約できません。

ただし、やむを得ない事情のため受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めたときは全部または一部の解約に應ずることがあります。

(7) 第2条第4項を削除します。

(8) 第8条を以下の通り改めます。

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。ただし、第1条の2第6項の定めに従い分割された後、分割後の契約のいずれかに関して、本条第3号から第8号までのいずれかに定める信託終了事由が発生した場合、当該分割された契約に基づく信託のみが終了し、他の分割された契約には本条の効果は及ばないものとします。

- ① 第2条第1項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）
- ② 第2条第3項ただし書きに定める全部の解約（以下「解約による信託の終了」とします。）
- ③ 第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
- ④ 第9条第1項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）
- ⑤ 受益者への信託財産の交付の完了により当該信託にかかる信託財産がなくなった場合
- ⑥ 第2受益者が受益権を取得後に死亡した場合
- ⑦ 第2受益者が受益権を取得後に受益権を放棄した場合
- ⑧ 第1受益者の死亡以前に全部または一部の第2受益者が既に死亡している場合における当該第1受益者の死亡
- ⑨ 遺留分侵害額請求に基づき信託財産の全部が第2受益者以外の遺留分権利者に帰属することが、確定判決等により当社に判明したとき

(9) 第10条に次の但書を加えます。

ただし、第8条第6号ないし第9号に定める終了の場合には、信託終了日には計算せず、信託金の支払に應じた日に計算します。

(10) 第12条第5項の次に次の1項を加えます。

第23条第2項に基づく信託の終了の場合、第8条第5号ないし第9号に定める信託の終了の場合は、第3項と同様のお取扱いとします。ただし、第3項において「お申出日の前日」とあるのは、「信託金の支払に應じた日の前日」と読み替えるものとします。また、第8条第9号に定める信託の終了の場合、遺留分権利者の指定した方法によります。なお第8条第6号及び第8号に定める信託の終了に基づく受益権は、各受益者の相続財産を構成し、第8条第7号に定める信託の終了に基づく受益権は、第1受益者の相続財産を構成するので、当該各受益者の相続人（受遺者等の承継者を含みます。）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、第8条第5号に定める信託の終了の場合で、一時金受取人への信託財産の交付による終了によるときは、解約手数料を差し引きません。

(11) 第12条第6項を第7項に改めます。

(12) 第12条第7項を第8項に改めます。

(13) 第12条第8項を第9項に改めます。

(14) 第12条第9項を第10項に改め、同項中、「第7項および第8項」を「第8項および第9項」に改めます。

(15) 第12条第10項を第11項に改め、同項中、「第7項および第8項」を「第8項および第9項」に改めます。

(16) 第12条第11項を第12項に改め、同項中、「第7項および第8項」を「第8項および第9項」に改め、「証書裏面の受取欄もしくは」を削除します。また、「提出してください。」の次に「また、当社は、当該信託の終了の手續に際し、必要と認めた場合、正当な権利者を確認する目的で証拠の提出を受益者その他の権利者に対し求めることができ、当該確認が完了するまでの間、遅滞責任を負いません。」を加えます。

(17) 第13条第1項を次の通り改めます。

(ずっと安心信託約款)

当社は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または閲覧に供します。

- (18) 第 13 条第 1 項第 2 号中「受益者」を「受益者または受益者の相続人」に改めます。
- (19) 第 19 条第 1 項中「受益者」の次に「(第 2 受益者は除く)」を加え、「届出てください。」の次に「ただし、第 2 受益者は、第 1 受益者の死亡に伴い受益権を取得した際に取扱店に届け出てください。」を加えます。
- (20) 第 20 条第 1 項柱書中「委託者、その相続人または受益者」を「委託者、受益者またはその相続人」に改めます。
- (21) 第 20 条第 1 項第 1 号中「信託証書」を削除します。
- (22) 第 20 条第 1 項第 3 号を以下の通り改めます。
委託者、受益者、一時金受取人、定時定額受取人、これらの者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、住所の変更、その他の異動
- (23) 第 20 条第 3 項および第 4 項中「信託証書（通帳式の場合通帳）」を「通帳」に改めます。
- (24) 第 21 条第 3 項第 1 号中「証書（または通帳）」を「通帳」に改めます。
- (25) 第 22 条の次に次の 3 条を加えます。

第 23 条（分割後の信託契約の効力等）

- (1) 分割後の信託契約についても同様に、この信託約款が適用されるものとします。
- (2) 第 1 受益者の死亡に伴い、定時定額受取人が受益権を取得するとともに信託契約が分割された場合において、第 1 条の 2 第 9 項に規定する受益の意思表示が当社に到達した日もしくは第 1 条の 2 第 9 項に規定する第 2 受益者に対する通知の発送日から 3 ヶ月が経過した日のいずれか早い日（以下「基準日」といいます。）において、当該定時定額受取人を受益者とする信託契約の残存期間が 5 年未満である場合には、第 2 条第 1 項にかかわらず、当該分割されたすべての信託契約は基準日から 5 年後の応当日の前日を信託期間満了日として取り扱います。信託期間の満了日の翌日以降に、申込書等の指定に基づき、信託財産を当該定時定額受取人にそれぞれ交付するものとします。

第 24 条（権利者の確定が困難な場合の取扱い）

当社は、信託財産の全部または一部につきこれを交付すべき相手方を確定することが困難であると認めるとき、受益者に対する信託財産の全部または一部につきその交付を行わないことができます。

第 25 条（本信託約款の適用）

この約款は、平成 25 年 3 月 8 日以降に信託契約が締結された特約付き金銭信託〔ずっと安心信託〕について適用されるものとし、同年 3 月 7 日以前に信託契約が締結された特約付き金銭信託〔ずっと安心信託〕については、当該各信託契約に適用のある従前の約款が引き続き適用されるものとします。

以 上

当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120 - 817335 または 03 - 6206 - 3988

特約付き金銭信託〔教育資金贈与信託〕約款

第1条 (信託目的・追加信託・証券類の受入れ等)

- (1) 委託者は、この証書面(通帳式の場合通帳)記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。
- (2) 委託者は、当社の承諾を得ていつでもこの信託に金銭を追加することができます(以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。)
- (3) 当社が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (4) 小切手その他の証券類により受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日または追加信託日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換に(通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ)、受入店で返却します。

第2条 (信託期間)

- (1) 信託契約の期間は、信託契約日に始まり、証書面(通帳式の場合通帳)記載の信託財産交付日の前日(以下「信託期間満了日」とします。)をもって終わります。なお、信託期間は、委託者および受益者のお申出により延長することができます。
- (2) 追加信託がなされたときに、その追加信託日から信託期間満了日までの期間が2年に満たない場合には、信託期間満了日は、前項にかかわらずその追加信託日から2年間延長されます。その後追加信託がなされたときにも同様とします。
ただし、第11条第1項第4号に定める収益金を追加する場合は、この限りではありません。
- (3) この信託契約は、信託期間満了日より前に解約できません。
ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めたときは全部または一部の解約に 응 することができます。
- (4) 前項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

第3条 (運用)

- (1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産(「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。)の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
 - ① 貸付金、割引手形
 - ② 国債、地方債、社債(社債の引受権を表示する証書を含みます。)、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
 - ③ 預金、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
 - ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券
 - ⑤ 信託受益権および信託受益証券(当社を受託者とするものを含みます。)
 - ⑥ 株式(新株予約権証券を含みます。)および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - ⑦ 不動産
 - ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
 - ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当社は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。この貸付によって取得した金銭は信託財産に属します。
- (3) 当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えまたはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利・信用に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引およびスワップ取引等(外国為替の売買予約を含みます。)を行うことができます。
- (4) 当社は、信託財産を担保に供して借入をすることができます。この借入金は信託財産に属します。
- (5) 当社は、必要があると当社が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定(借り主からの相殺の約定を含みます。)をすることができます。

第3条の2 (当社等との取引)

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(以下「兼営法施行規則」とします。)第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、信託財産を当社の銀行勘定に運用することができます。この場合、当社は当社店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。)する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、貸付、貸付金の売買取引、コールローン、第3条第2項および第3項に掲げる取引、為替取引および有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引(有価証券等の売買取引の委託を含みます。)を、当社の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が第三者の代理人となって行う取引を行う場合も含みます。)、当社の利害関係人、第5条の2に定める委託先または他の信託財産との間で行うことができます。
- (3) 前項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」とします。)第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいい、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

第3条の3(競合行為)

- (1) 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」とします。)について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。
- (2) 当社は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当社は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第4条(合同運用)

- (1) 当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産(以下「合同運用財産」とします。)について生じた損益は、第11条および第12条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

第4条の2(合同運用財産の統合)

- (1) 当社は、合同運用財産を、信託目的および運用方法を同じくする他の信託契約に係る合同運用財産と統合することがあります。
ただし、合同運用財産の統合は、収益金の分配額が、統合により減少しない場合に限るものとします。
- (2) 当社は、前項に基づき合同運用財産の統合を行うときは、合同運用財産の統合がなされる旨、統合する合同運用財産の内容および統合期日、ならびに統合について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヵ月以上とします)にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その統合を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

第5条(信託の登記・登録の留保等)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、当社は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第5条の2(信託業務の委託)

- (1) 当社は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。
 - ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等での有価証券の保管を業として営む者
 - ② 信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務 法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
 - ① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ② 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、第1項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを確認するものとします。
- (4) 当社は、第1項に定める当社の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、市場水準等に照らし公正と認められる条件により行うことができます。
- (5) 前4項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③ 当社(当社から指図の権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により委託先が行う業務
 - ④ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条(元本補てん・利益補足・予定配当率)

- (1) 当社は、貸付先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に万一欠損が生じた場合、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。当社が補てんする欠損は、信託法第13条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約款第11条の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、当社に預金保険法に定め

る保険事故等が発生した場合、当社に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。

- (2) 当社は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて予定配当率を決定し、当社店頭に表示することにより受益者に示します。
- (3) 当社は、利益の補足を行いません。したがって、受益者に示した前項の予定配当率は、これを保証するものではありません。

第6条の2(信託の分割等)

当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する受益権（以下「付保受益権」とします。）の受益者に対する元本補てんの履行、および保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、本信託受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当社の判断により信託を分割することができるものとし、当該分割は当社の定める時点において効力を生じるものとし、この場合、当社は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知する方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表するほか、遅滞なく通知または公告を行うものとし、また、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託または分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当社が判断したときには、信託を終了することとします。

第7条(租税・事務処理費用)

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

第8条(信託の終了事由)

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

- ①第2条第1項および第2項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）
- ②第2条第3項ただし書に定める全部の解約（以下「解約による信託の終了」とします。）
- ③第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
- ④第9条第1項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）

第8条の2(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

- (1) 当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第9条(反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)

- (1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとし、
 - ①委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - ④この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) 委託者は、第16条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第18条にもとづく受益権の譲渡、質入に際し、第1項第2号のいずれかに該当する者、もしくは第1項第3号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとし、

第10条(収益金の計算日・計算期間)

この信託は、毎年3月・9月の各25日(以下「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を以下「計算期間」とします。)および信託終了日において、第11条および第12条に定める方法により受益者の収益金を計算します。

第11条(利益処分・信託報酬・収益金分配等)

- (1) 計算期日に合同運用財産について生じた計算期間中の利益は、次の順序により処理します。
 - ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第2項に定める信託報酬率により計算される信託報酬(ただし、円未満の端数は切り捨てます。)と第7条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
 - ② 合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ③ 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し1000分の3以内の割合で当社が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお、この債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れをします。
 - ④ 前各号の処理をした後の残額(以下「総収益額」とします。)は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配します。分配に当っては、当該計算期日の翌日以降に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお、収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以降となった場合も、その収益金については付利しません。
- (2) 信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額(当社が前回計算期日の翌日(ただし、前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日)に示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算される額。以下同じ。)の合計額とが同額となるよう決定されます。

ただし、信託報酬率は年8.0パーセントを上限、年0.01パーセントを下限とします。
- (3) 前条の収益金の計算に当っては、まず合同運用財産についての総収益額を確定し、その総収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します。

第12条(信託財産の交付)

- (1) 期間満了による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの日数、前回計算期日の翌日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、信託期間満了日の翌日以降に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (2) 期間満了による信託の終了の場合、お支払のお申出が信託期間満了日の翌々日以降になされたときの信託期間満了日の翌日からお申出日の前日までの収益金(以下「期日後収益」とします。)については予定配当率に代えて、お申出日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該お申出が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降になされた場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日からお申出日の前日までの期間については、当該お申出日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該お申出日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (3) 解約による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日(ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。)からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料(ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。)を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (4) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合、前回計算期日の翌日(ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。)から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、前項に定める解約手数料と同額の解約調整金(ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。)を差引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合で、解約日が信託期間満了日の翌々日以降の場合の期日後収益については予定配当率に代えて、解約日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該解約日が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降の場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日から解約日の前日までの期間については、当該解約日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該解約日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (6) 前各項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額(それぞれのお申出日において第11条の定めに基づき計算した場合に求められる金額)を限度とします。
- (7) 信託期間満了日前に受益者から一部の解約のお申出があり当社がこれを認めた場合には、お申出日に、

お申出の額から解約手数料を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を信託終了日以降に受益者に金銭で返戻します。

- (8) 異議による信託の終了の場合、お申出日に第3項に定める方法により支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。
- (9) 第3項、第7項および第8項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当社店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。
- (10) 第3項、第7項および第8項の解約手数料ならびに第4項の解約調整金は、各項に定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。
- (11) 第1項、第3項、第4項、第5項、第7項および第8項の信託の終了の際には、証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください)。

なお、第4項および第5項の信託の終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条(受益者への報告事項)

- (1) 当社は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。

① 削除

② 信託終了時の最終計算を記載した書面 受益者への交付

③ 兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料 当社店頭での書面の備置き、閲覧(なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。)

④ 兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第5条の2第1項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第31条第1項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面 当社店頭での書類の備置き、閲覧(なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。)

- (2) 当社は、前項第3号の備置きにより、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当社は、第1項第4号の備置きにより、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。
- (4) 受益者は、信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第14条(善管注意義務)

- (1) 当社は、この信託契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。
- (2) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でない当社が認める場合は、この限りではありません。

第15条(権利の消滅)

- (1) この信託について長期間お取引がない場合、当社は、この信託の信託財産(以下本条から第15条の3までにおいて「信託財産」といいます。)を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、信託財産に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第15条の2から第15条の3によります。
- (4) なお、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に該当せず、受益者が信託期間満了日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は当社に帰属するものとします。

第15条の2(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当社が受益者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該

通知が受益者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。

④信託財産が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に定める事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①信託期間の末日

②法令または契約に基づく信託金の追加または信託財産の交付が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当社が信託金の追加または信託財産の交付の予定を把握することができるものに限ります。)

当該信託金の追加または信託財産の交付が行われた日もしくは当該信託金の追加または信託財産の交付が行われないことが確定した日

第15条の3(休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

(1) 受益者は、第15条第1項に定める場合、当社を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、受益者は、当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(2) 受益者は、第15条第1項に定める場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

①信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

②信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当社が信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

第16条(受益者・受託者の変更等)

(1) 委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。

(2) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(3) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。

(4) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第17条(信託約款の変更)

(1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。

(2) 当社は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヵ月以上とします)にその異議を述べるべき旨を公告します。

(3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます(受益者が当社に対し受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。)

(4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

(5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第18条(譲渡・質入)

(1) この信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。

(2) 当社が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第19条(印鑑届出・印鑑照合)

(1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ取扱店に届出てください。

(2) 当社が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第20条(届出事項の変更、証書等の再発行等)

(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに取扱店にお申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

①信託証書、通帳または印章の喪失

②印章、名称、住所その他の届出事項の変更

③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人(信託法にもとづく受益者代理人を含みます。)、同意

(教育資金贈与信託約款)

者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動

(2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合
 - ③ 前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合
- (3) 第1項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（通帳式の場合通帳）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 信託証書（通帳式の場合通帳）を再発行する場合には、当社店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第20条の2（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当社が委託者、その相続人または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第21条（受益債権の相殺等）

- (1) 当社は、信託財産交付日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当社のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含みます。以下同じ。）とを相殺することができます。また、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当することもできます。この場合の手続き、計算方法等については別に約定した定めにしたがいます。
- (2) 受益者は、信託財産交付日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
また、受益者が相殺の対象とする当社に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当社が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当社は当該受益債権と銀行勘定貸その他信託財産からの債務との相殺を行いません。
- (3) 前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（または通帳）は届出の印章により押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、受益者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (4) 第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (5) 第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第22条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1) この信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号））による改正後の法律が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

以上

特約条項

委託者と受託者は次の通り特約します。

第1条 この信託を「教育資金贈与信託」と称します。

第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。

(1) 第1条第1項を以下の通り改めます。

委託者は、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖し、租税特別措置法（租税特別措置法および同法に定める政省令を含むものとします。以下、同じ。）に規定する教育資金管理契約として、当社に別途提出する「教育資金贈与信託申込書」（以下「申込書」とします。）の内容により受益者の教育資金を管理し、受益者のお申出に応じて教育資金を交付する目的で信託します。この信託契約は、申込書の記載内容に基づき当社が受託者として信託の引受を承諾することとして、当社が信託金を受入れることによって成立します。

(2) 第1条第1項の次に次の1項を加えます。

この信託契約は、第2条第2項に定める場合のほか、解除し、または取消することができません。

(3) 第1条第2項を第3項に改め、同項を以下の通り改めます。

委託者または受益者は、当社の承諾を得て、この信託に金銭を追加することができます（以下この信託約款にしたがい信託された金銭を「信託金」とします。）。ただし、受益者は信託金を追加した場合でも、この信託約款の適用において委託者の地位を有しないものとします。

(4) 第1条第2項の次に次の1項を加えます。

この信託について、信託契約の期間中に委託者を追加し、追加信託をすることができます。なお、委託者の追加は、第1条第1項に定める方法に準じた方法により、当該追加する委託者および当社の合意によって行うことができます。

(5) 第1条第3項を第5項に改めます。

(6) 第1条第4項を第6項に改め、同項中「証書と引換に（通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ）」を「通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ」に改めます。

(7) 第2条の見出しを、（信託期間及び信託期間中の支払いのお申出）に改めます。

(8) 第2条第1項を以下の通り改めます。

信託契約の期間（以下「信託期間」とします。）は、信託契約日に始まり、信託期間満了日（なお、信託期間満了日は信託財産交付日の前日とします。）に終わります。なお、信託期間満了日は次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日とします。

① 受益者が30歳に達したこと（当該受益者が30歳の誕生日の前日において租税特別措置法第70条の2の2第2項第1号イに規定する学校等（以下「学校等」とします。）に在学している場合又は同条第11項第3号に規定する教育訓練（以下「教育訓練」とします。）を受けている場合であって、受益者が30歳の誕生日の前日の属する月の翌月末日までに、当社所定の書類により届け出た場合を除きます。） 受益者の30歳の誕生日の前日

② 受益者（30歳以上の者に限ります。次号において同じ。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを、その年の12月31日までに、当社所定の書類により届け出なかったこと（ただし、受益者が30歳の誕生日の前日の属する年について、第1号に基づき当社所定の書類により届け出た場合を除きます。） その年の12月31日

③ 受益者が40歳に達したこと 受益者の40歳の誕生日の前日

(9) 第2条第2項を以下の通り改めます。

前項の規定にかかわらず、この信託契約は、本条第3項または第4項に基づく信託金の支払いにより信託金がなくなった場合において受益者から終了のお申出があり、当社でこれを認めるとき、合意により終了します。

(10) 第2条第3項を以下の通り改めます。

信託期間中、受益者は、租税特別措置法で定める教育資金の支払いに充てる目的で、お申出により信託金の全部または一部の支払いを受けることができます。この場合、受益者は、租税特別措置法の定めにしたがい、当該お申出の際、もしくは当該お申出による支払いを受けた後で法定の期限までに、教育資金の支払いに充てた金銭に係る領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するものを当社に提出します。

(11) 第2条第4項を以下の通り改めます。

受益者は、信託期間中において、租税特別措置法で定める教育資金の支払いに充てる目的以外の目的により、信託金の支払いを申し出ることができません。ただし、やむを得ないご事情のため受益者から全部または一部の支払いのお申出があり、当社でこれを認めるときは信託金の全部または一部の支払いに応ずることがあります。

(12) 第2条第4項の次に次の5項を加えます。

この信託契約が教育資金管理契約の要件を充たさない場合、当社は、受益者に通知することにより、この信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。

(13) 第8条を以下の通り改めます。

① 第2条第1項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）

② 第2条第2項に定める合意による終了（以下「合意による信託の終了」とします。）

③ 受益者の死亡による終了

④ 第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）

(教育資金贈与信託約款)

- ⑤ 第9条第1項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）
- ⑥ 第2条第5項に定める全部の解約（以下「教育資金管理契約の要件を充たさない信託の終了」とします。）

(14) 第10条に次の但書を加えます。

ただし、受益者の死亡による終了の場合には、信託終了日には計算せず、信託金の支払いに応じた日に計算します。

(15) 第11条第3項の次に次の1項を加えます。

(4) 当社は、前3項に定める信託報酬とは別に当社所定の信託報酬を別途委託者から申し受けることができるものとします。ご契約成立後は、お支払いいただいた信託報酬は返還されません。

(16) 第12条第1項中「前回計算期日の翌日」を「前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）」に改めます。

(17) 第12条第3項を以下の通り改めます。

合意による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）から終了のお申出を当社が認めた日（以下「合意による終了日」とします。）の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から合意による終了日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額を、合意による終了日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(18) 第12条第3項の次に次の1項を加えます。

受益者が死亡した場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）から、当社が第20条第1項に基づく所定の手続きを経て、受益者の死亡による終了に基づく信託金の支払いに応じた日（本項において「支払日」とします。）の前日までの日数、前回計算期日の翌日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から支払日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、支払日に、信託金の元本とともに受益者の相続人または受遺者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(19) 第12条第4項を第5項に改め、同項中「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合」の次に「および教育資金管理契約の要件を充たさない信託の終了の場合」を加え、同項中「前項」を「第10項」に改めます。

(20) 第12条第5項を第6項に改め、同項中「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合」の次に「および教育資金管理契約の要件を充たさない信託の終了の場合」を加えます。

(21) 第12条第6項を第7項に改め、同項中「前各項」の次に「および第10項」を加えます。

(22) 第12条第7項を第8項に改め、同項を以下の通り改めます。

信託期間満了日前に第2条第3項に基づき受益者から信託金の全部または一部の支払いのお申出があった場合、お申出日にお申出の額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、信託期間満了日前に、第2条第4項に基づき受益者から信託金の全部または一部の支払いのお申出があり当社がこれを認めた場合には、当社がお申出を認めた日に、お申出の額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(23) 第12条第8項の次に次の1項を加えます。

教育資金管理契約の要件を充たさない場合に当社がこの信託契約の一部を解約する場合には、解約日に解約する信託金額から、第10項に定める解約手数料と同額の解約調整金を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約調整金の額を下回るときは、その差額を信託終了日以降に受益者に金銭で返戻します。

(24) 第12条第8項を第10項に改め、次の通り改めます。

異議による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料（ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、お申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。

(25) 第12条第9項を第11項に改め、同項中「第3項、第7項および第8項」を「第10項」に改めます。

(26) 第12条第10項を第12項に改め、同項中「第3項、第7項および第8項の解約手数料ならびに第4項」を「第10項の解約手数料ならびに第5項および第9項」に改めます。

(27) 第12条第11項を第13項に改め、同項中「第7項および第8項」を「第6項および第10項」に改め、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に改め、「証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください（通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。）」を「当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。」に改めます。

(28) 第16条第1項を次の通り改めます。

委託者は、租税特別措置法に基づき委託者の直系卑属から受益者を指定するものとします。なお、受益者の指定は第1条第1項に基づく当初の信託契約のお申込時に当社の承諾を得て行うこととし、受

益者の変更はできないものとします。

- (29) 第18条第1項中「当社の承諾がなければ」を削除します。
- (30) 第18条第2項を削除します。
- (31) 第20条第1項第1号中「信託証書」を削除します。
- (32) 第20条第3項および第4項中「信託証書(通帳式の場合通帳)」を「通帳」に改めます。
- (33) 第21条第3項第1号中「証書(または通帳)」を「通帳」に改めます。
- (34) 第22条の次に次の2条を加えます。

第23条(権利の確定者が困難な場合の取扱い)

当社は、信託財産の全部または一部につきこれを交付すべき相手方を確定することが困難であると認めるとき、受益者に対する信託財産の全部または一部につきその交付をおこなわないことができます。

第24条(当社に詐害信託取消権の行使がなされた場合)

- (1) 委託者とその債権者を害することを知って信託した場合において、債権者が当社を被告として、この信託の取消しを裁判所に請求した場合、当社は当該請求に基づき信託が取り消される具体的な金額(以下「詐害信託取消相当額」とします。)が明示されている確定判決、和解調書、調停調書等(以下本条において「確定判決等」とします。)が当社に提示されるまで、受益者に対する信託財産の交付を行わないことができます。
- (2) 詐害信託取消請求に基づき信託財産の一部が委託者に帰属することおよびその具体的な詐害信託取消相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、当社所定の書面により債権者から詐害信託取消相当額の支払請求があり、当社がこれを承認したときは、第12条第10項に準じて、債権者に詐害信託取消相当額の金銭を一括して支払うものとします。

以上

当社が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988

特約付き金銭信託〔結婚・子育て支援信託〕約款

第1条 (信託目的・追加信託・証券類の受入れ等)

- (1) 委託者は、この証書面 (通帳式の場合通帳) 記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。
- (2) 委託者は、当社の承諾を得ていつでもこの信託に金銭を追加することができます (以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。)
- (3) 当社が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (4) 小切手その他の証券類により受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日または追加信託日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換に (通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ)、受入店で返却します。

第2条 (信託期間)

- (1) 信託契約の期間は、信託契約日に始まり、証書面 (通帳式の場合通帳) 記載の信託財産交付日の前日 (以下「信託期間満了日」とします。) をもって終わります。なお、信託期間は、委託者および受益者のお申出により延長することができます。
- (2) 追加信託がなされたときに、その追加信託日から信託期間満了日までの期間が2年に満たない場合には、信託期間満了日は、前項にかかわらずその追加信託日から2年間延長されます。その後追加信託がなされたときにも同様とします。

ただし、第11条第1項第4号に定める収益金を追加する場合は、この限りではありません。

- (3) この信託契約は、信託期間満了日より前に解約できません。
ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めたときは全部または一部の解約に應ずることがあります。
- (4) 前項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

第3条 (運用)

- (1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産 (「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。) の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
 - ① 貸付金、割引手形
 - ② 国債、地方債、社債 (社債の引受権を表示する証書を含みます。)、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
 - ③ 預金、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
 - ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券
 - ⑤ 信託受益権および信託受益証券 (当社を受託者とするものを含みます。)
 - ⑥ 株式 (新株予約権証券を含みます。) および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - ⑦ 不動産
 - ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
 - ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当社は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。この貸付によって取得した金銭は信託財産に属します。
- (3) 当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えまたはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利・信用に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引およびスワップ取引等 (外国為替の売買予約を含みます。) を行うことができます。
- (4) 当社は、信託財産を担保に供して借入をすることができます。この借入金は信託財産に属します。
- (5) 当社は、必要があると当社が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定 (借り主からの相殺の約定を含みます。) を行うことができます。

第3条の2 (当社等との取引)

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 (以下「兼営法施行規則」とします。) 第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、信託財産を当社の銀行勘定に運用することができます。この場合、当社は当社店頭に表示 (掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。) する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、貸付、貸付金の売買取引、コールローン、第3条第2項および第3項に掲げる取引、為替取引および有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引 (有価証券等の売買取引の委託を含みます。) を、当社の銀行勘定 (第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が第三者の代理人となって行う取引を行う場合も含みます。)、当社の利害関係人、第5条の2に定める委託先または他の信託財産との間で行うことができます。
- (3) 前項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (以下「兼営法」とします。) 第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人を行い、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

第3条の3(競合行為)

- (1) 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」とします。)について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。
- (2) 当社は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当社は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第4条(合同運用)

- (1) 当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産(以下「合同運用財産」とします。)について生じた損益は、第11条および第12条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

第4条の2(合同運用財産の統合)

- (1) 当社は、合同運用財産を、信託目的および運用方法を同じくする他の信託契約に係る合同運用財産と統合することがあります。
ただし、合同運用財産の統合は、収益金の分配額が、統合により減少しない場合に限るものとします。
- (2) 当社は、前項に基づき合同運用財産の統合を行うときは、合同運用財産の統合がなされる旨、統合する合同運用財産の内容および統合期日、ならびに統合について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヵ月以上とします)にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その統合を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

第5条(信託の登記・登録の留保等)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、当社は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第5条の2(信託業務の委託)

- (1) 当社は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。
 - ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
 - ② 信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務 法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
 - ① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ② 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、第1項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを確認するものとします。
- (4) 当社は、第1項に定める当社の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、市場水準等に照らし公正と認められる条件により行うことができます。
- (5) 前4項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③ 当社(当社から指図の権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により委託先が行う業務
 - ④ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条(元本補てん・利益補足・予定配当率)

- (1) 当社は、貸付先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に万一欠損が生じた場合、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。当社が補てんする欠損は、信託法第13条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約款第11条の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、当社に預金保険法に

- 定める保険事故等が発生した場合、当社に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。
- (2) 当社は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて予定配当率を決定し、当社店頭に表示することにより受益者に示します。
- (3) 当社は、利益の補足を行いません。したがって、受益者に示した前項の予定配当率は、これを保証するものではありません。

第6条の2(信託の分割等)

当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する受益権（以下「付保受益権」とします。）の受益者に対する元本補てんの履行、および保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、本信託受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当社の判断により信託を分割することができるものとし、当該分割は当社の定める時点において効力を生じるものとします。この場合、当社は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知する方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表するほか、遅滞なく通知または公告を行うものとします。また、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託または分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当社が判断したときには、信託を終了することとします。

第7条(租税・事務処理費用)

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

第8条(信託の終了事由)

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

- ①第2条第1項および第2項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）
- ②第2条第3項ただし書に定める全部の解約（以下「解約による信託の終了」とします。）
- ③第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
- ④第9条第1項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）

8条の2(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

- (1) 当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたら当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第9条(反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)

- (1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。
- ①委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - ④この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) 委託者は、第16条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第18条にもとづく受益権の譲渡、質入に際し、第1項第2号のいずれかに該当する者、もしくは第1項第3号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとします。

第10条(収益金の計算日・計算期間)

この信託は、毎年3月・9月の各25日(以下「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を以下「計算期間」とします。)および信託終了日において、第11条および第12条に定める方法により受益者の収益金を計算します。

第11条(利益処分・信託報酬・収益金分配等)

- (1) 計算期日に合同運用財産について生じた計算期間中の利益は、次の順序により処理します。
 - ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第2項に定める信託報酬率により計算される信託報酬(ただし、円未満の端数は切り捨てます。)と第7条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
 - ② 合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ③ 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し1000分の3以内の割合で当社が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお、この債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れをします。
 - ④ 前各号の処理をした後の残額(以下「総収益額」とします。)は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配します。分配に当っては、当該計算期日の翌日以降に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお、収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以降となった場合も、その収益金については付利しません。
- (2) 信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額(当社が前回計算期日の翌日(ただし、前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日)に示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算される額。以下同じ。)の合計額とが同額となるよう決定されます。

ただし、信託報酬率は年8.0パーセントを上限、年0.01パーセントを下限とします。
- (3) 前条の収益金の計算に当っては、まず合同運用財産についての総収益額を確定し、その総収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します。

第12条(信託財産の交付)

- (1) 期間満了による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの日数、前回計算期日の翌日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、信託期間満了日の翌日以降に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (2) 期間満了による信託の終了の場合、お支払のお申出が信託期間満了日の翌々日以降になされたときの信託期間満了日の翌日からお申出日の前日までの収益金(以下「期日後収益」とします。)については予定配当率に代えて、お申出日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該お申出が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降になされた場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日からお申出日の前日までの期間については、当該お申出日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該お申出日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (3) 解約による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日(ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。)からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料(ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。)を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (4) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合、前回計算期日の翌日(ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。)から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、前項に定める解約手数料と同額の解約調整金(ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。)を差引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合で、解約日が信託期間満了日の翌々日以降の場合の期日後収益については予定配当率に代えて、解約日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該解約日が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降の場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日から解約日の前日までの期間については、当該解約日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該解約日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (6) 前各項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額(それぞれのお申出日において第11条の定めに基づき計算した場合に求められる金額)を限度とします。
- (7) 信託期間満了日前に受益者から一部の解約のお申出があり当社がこれを認めた場合には、お申出日に、

お申出の額から解約手数料を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を信託終了日以降に受益者に金銭で返戻します。

- (8) 異議による信託の終了の場合、お申出日に第 3 項に定める方法により支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。
- (9) 第 3 項、第 7 項および第 8 項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当社店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。
- (10) 第 3 項、第 7 項および第 8 項の解約手数料ならびに第 4 項の解約調整金は、各項に定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。
- (11) 第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項および第 8 項の信託の終了の際には、証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください（通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。）。

なお、第 4 項および第 5 項の信託の終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第 13 条（受益者への報告事項）

- (1) 当社は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。

① 削除

② 信託終了時の最終計算を記載した書面 受益者への交付

③ 兼営法第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 27 条第 1 項に定める信託財産状況報告書および信託計算規則第 4 条第 3 項に定める財産状況開示資料 当社店頭での書面の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。）

④ 兼営法第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 3 項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第 5 条の 2 第 1 項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第 31 条第 1 項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面 当社店頭での書類の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。）

- (2) 当社は、前項第 3 号の備置きにより、信託法第 37 条第 3 項の報告に代えるものとします。(3)

当社は、第 1 項第 4 号の備置きにより、信託法第 31 条第 3 項の通知に代えるものとします。

- (4) 受益者は、信託計算規則第 4 条第 3 項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。

- (6) 当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第 14 条（善管注意義務）

- (1) 当社は、この信託契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。

- (2) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。

- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でない当社が認める場合は、この限りではありません。

第 15 条（権利の消滅）

- (1) この信託について長期間お取引がない場合、当社は、この信託の信託財産（以下本条から第 15 条の 3 までにおいて「信託財産」といいます。）を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱い、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の休眠預金等とは、信託財産に係る最終異動日等から 10 年を経過したものをいいます。

- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第 15 条の 2 から第 15 条の 3 によります。

- (4) なお、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に該当せず、受益者が信託期間満了日の後 10 年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は当社に帰属するものとします。

第 15 条の 2（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) 信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当社が受益者に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該

通知が受益者に到達した場合または当該通知を発送の日から 1 ヶ月を経過した場合（1 ヶ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、

④信託財産が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第 2 号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に定める事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①信託期間の末日

②法令または契約に基づく信託金の追加または信託財産の交付が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が信託金の追加または信託財産の交付の予定を把握することができるものに限ります。）

当該信託金の追加または信託財産の交付が行われた日もしくは当該信託金の追加または信託財産の交付が行われないことが確定した日

第 15 条の 3（休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任）

(1) 受益者は、第 15 条第 1 項に定める場合、当社を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、受益者は、当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(2) 受益者は、第 15 条第 1 項に定める場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

①信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

②信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当社が信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

第 16 条（受益者・受託者の変更等）

(1) 委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。

(2) 受益者は、信託法第 58 条第 4 項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(3) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。

(4) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第 17 条（信託約款の変更）

(1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。

(2) 当社は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1 ヶ月以上とします）にその異議を述べるべき旨を公告します。

(3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます（受益者が当社に対し受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。）。

(4) 第 2 項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

(5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第 18 条（譲渡・質入）

(1) この信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。

(2) 当社が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第 19 条（印鑑届出・印鑑照合）

(1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ取扱店に届出てください。

(2) 当社が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 20 条（届出事項の変更、証書等の再発行等）

(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに取扱店にお申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

①信託証書、通帳または印章の喪失

②印章、名称、住所その他の届出事項の変更

③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。）、同意

者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動

- (2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。
- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合
 - ③ 前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合
- (3) 第1項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（通帳式の場合通帳）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 信託証書（通帳式の場合通帳）を再発行する場合には、当社店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第20条の2（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当社が委託者、その相続人または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第21条（受益債権の相殺等）

- (1) 当社は、信託財産交付日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当社のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含みます。以下同じ。）とを相殺することができます。また、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当することもできます。この場合の手続き、計算方法等については別に約定した定めになっています。
- (2) 受益者は、信託財産交付日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- また、受益者が相殺の対象とする当社に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当社が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当社は当該受益債権と銀行勘定貸その他信託財産からの債務との相殺を行いません。
- (3) 前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（または通帳）は届出の印章により押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、受益者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (4) 第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (5) 第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第22条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1) この信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号））による改正後の法律が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

特約条項

委託者と受託者は次の通り特約します。

第1条 この信託を「結婚・子育て支援信託」と称します。

第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。

(1) 第1条第1項を以下の通り改めます。

委託者は、この通帳記載の金銭を受益者のために利殖し、租税特別措置法（租税特別措置法および同法に定める政省令を含むもの）とします。以下、同じ。）に規定する結婚・子育て資金管理契約として、当社に別途提出する「結婚・子育て支援信託申込書」（以下「申込書」とします。）の内容により受益者の結婚・子育て資金を管理し、受益者のお申出に応じて結婚・子育て資金を交付する目的で信託します。この信託契約は、申込書の記載内容に基づき当社が受託者として信託の引受を承諾することとして、当社が信託金を受入れることによって成立します。

(2) 第1条第1項の次に次の1項を加えます。

この信託契約は、第2条第2項に定める場合のほか、解除し、または取消することができません。

(3) 第1条第2項を第3項に改め、同項を以下の通り改めます。

委託者または受益者は、当社の承諾を得て、この信託に金銭を追加することができます（以下この信託約款にしたがい信託された金銭を「信託金」とします。）。ただし、受益者は信託金を追加した場合でも、この信託約款の適用において委託者の地位を有しないものとします。

(4) 第1条第2項の次に次の1項を加えます。

この信託について、信託契約の期間中に委託者を追加し、追加信託をすることができます。なお、委託者の追加は、第1条第1項に定める方法に準じた方法により、当該追加する委託者および当社の合意によってすることができます。

(5) 第1条第3項を第5項に改めます。

(6) 第1条第4項を第6項に改め、同項中「証書と引換に（通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ）」を「通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ」に改めます。

(7) 第2条の見出しを、（信託期間及び信託期間中の支払いのお申出）に改めます。

(8) 第2条第1項を以下の通り改めます。

信託契約の期間（以下「信託期間」とします。）は、信託契約日に始まり、通帳記載の信託財産交付日の前日（以下「信託期間満了日」とします。）をもって終わります。なお、信託期間満了日は受益者の50歳の誕生日の前日とし、この信託契約の期間を変更することはできません。

(9) 第2条第2項を以下の通り改めます。

前項の規定にかかわらず、この信託契約は、本条第3項ないし第5項に基づく信託金の支払いにより信託金がなくなった場合において受益者から終了のお申出があり、当社でこれを認めたとき、合意により終了します。

(10) 第2条第3項を以下の通り改めます。

信託期間中、受益者は、租税特別措置法第70条の2の3第2項で定める結婚・子育て資金の支払いに充てる目的で、お申出により信託金の全部または一部の支払いを受けることができます。この場合、受益者は、租税特別措置法第70条の2の3第7項第1号の定めにしたがい、当該お申出の際、結婚・子育て資金の支払いに充てた金銭に係る領収書その他の当社所定の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）および同法施行令第40条の4の4第14項に定める書類その他の租税特別措置法に定める書類を当社に提出します。当社に提出することができる領収書等は、当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までのものとします。また、信託契約日前および信託終了日後に支払われた結婚・子育て資金に係る領収書等は、本項に定める領収書等に含まれないものとします。

(11) 第2条第4項を以下の通り改めます。

受益者は、信託期間中において、租税特別措置法第70条の2の3第2項で定める結婚・子育て資金の支払いに充てる目的以外の目的により、信託金の支払いを申し出ることができません。ただし、やむを得ないご事情のため受益者から全部または一部の支払いのお申出があり、当社でこれを認めたときは信託金の全部または一部の支払いに應ずることがあります。

(12) 第2条第4項の次に次の1項を加えます。

信託期間の満了前に委託者の相続が発生し、受益者により当社所定の手続が行われた場合、当社は、租税特別措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額（以下「管理残額」といいます。）および当該委託者が死亡した日を記録するものとします。この場合、受益者は、前二項の規定にかかわらず、お申出により信託金の全部または一部の支払いを受けることができます。

(13) 第2条第5項の次に次の1項を加えます。

この信託契約が結婚・子育て資金管理契約の要件を充たさない場合（信託契約日以前に受益者が既に租税特別措置法に定める結婚・子育て資金非課税申告書を別途提出していた場合を含みます。）、当社は、受益者に通知することにより、この信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。

(14) 第8条を以下の通り改めます。

① 第2条第1項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）

② 第2条第2項に定める合意による終了（以下「合意による信託の終了」とします。）

③ 受益者の死亡による終了

④ 第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）

⑤ 第9条第1項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）

⑥ 第2条第6項に定める全部の解約（以下「結婚・子育て資金管理契約の要件を充たさない信託の終了」とします。）

(15) 第10条に次の但書を加えます。

ただし、受益者の死亡による終了の場合には、信託終了日には計算せず、信託金の支払いに応じた日に計算します。(16)

第12条第1項中「前回計算期日の翌日」を「前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）」に改めます。

(17) 第12条第3項を以下の通り改めます。

合意による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）から終了のお申出を当社が認めた日（以下「合意による終了日」とします。）の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から合意による終了日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額を、合意による終了日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(18) 第12条第3項の次に次の1項を加えます。

受益者が死亡した場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）から、当社が第20条第1項に基づく所定の手続きを経て、受益者の死亡による終了に基づく信託金の支払いに応じた日（本項において「支払日」とします。）の前日までの日数、前回計算期日の翌日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から支払日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、支払日に、信託金の元本とともに受益者の相続人または受遺者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(19) 第12条第4項を第5項に改め、同項中「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合」の次に「および結婚・子育て資金管理契約の要件を充たさない信託の終了の場合」を加え、同項中「前項」を「第10項」に改めます。

(20) 第12条第5項を第6項に改め、同項中「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合」の次に「および結婚・子育て資金管理契約の要件を充たさない信託の終了の場合」を加えます。

(21) 第12条第6項を第7項に改め、同項中「前各項」の次に「および第10項」を加えます。

(22) 第12条第7項を第8項に改め、同項を以下の通り改めます。

信託期間満了日前に第2条第3項に基づき受益者から信託金の全部または一部の支払いのお申出があった場合、結婚・子育て資金の支払いに充てた金銭に係る領収書等および同法施行令第40条の4の4第14項に定める書類その他の租税特別措置法に定める書類の提出を受け、これを当社が確認し、受益者より結婚・子育て資金である旨の申告を受けた後、租税特別措置法第70条の2の3第2項第5号に規定する結婚・子育て資金支出額として記録のうえ、当社が定める日にお申出の額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、信託期間満了日前に、第2条第4項または第2条第5項に基づき受益者から信託金の全部または一部の支払いのお申出があり当社がこれを認めた場合には、当社がお申出を認めた日に、お申出の額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(23) 第12条第8項の次に次の1項を加えます。

結婚・子育て資金管理契約の要件を充たさない場合に当社がこの信託契約の一部を解約する場合には、解約日に解約する信託金額から、第10項に定める解約手数料と同額の解約調整金を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約調整金の額を下回るときは、その差額を信託終了日以降に受益者に金銭で返戻します。

(24) 第12条第8項を第10項に改め、次の通り改めます。

異議による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料（ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、お申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。

(25) 第12条第9項を第11項に改め、同項中「第3項、第7項および第8項」を「第10項」に改めます。

(26) 第12条第10項を第12項に改め、同項中「第3項、第7項および第8項の解約手数料ならびに第4項」を「第10項の解約手数料ならびに第5項および第9項」に改めます。

(27) 第12条第11項を第13項に改め、同項中「第7項および第8項」を「第6項および第10項」に改め、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に改め、「証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください（通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。）」を「当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。」に改めます。

(28) 第16条第1項を次の通り改めます。

委託者は、租税特別措置法第70条の2の3第1項に基づき委託者の直系卑属から受益者を指定する

ものとし、受益者は、信託契約日において20歳以上50歳未満の者に限るものとし、受益者の指定は第1条第1項に基づく当初の信託契約のお申込時に当社の承諾を得て行うこととし、受益者の変更はできないものとし、

- (29) 第18条第1項中「当社の承諾がなければ」を削除します。
- (30) 第18条第2項を削除します。
- (31) 第20条第1項第1号中「委託者、その相続人または受益者」を「委託者、受益者、およびこれらの者の相続人」に改め、「信託証書」を削除します。
- (32) 第20条第3項および第4項中「信託証書(通帳式の場合通帳)」を「通帳」に改めます。
- (33) 第21条第3項第1号中「証書(または通帳)」を「通帳」に改めます。
- (34) 第22条の次に次の2条を加えます。

第23条(権利者の確定が困難な場合の取扱い)

当社は、信託財産の全部または一部につきこれを交付すべき相手方を確定することが困難であると認めるとき、受益者に対する信託財産の全部または一部につきその交付を行わないことができます。

第24条(当社に詐害信託取消権の行使がなされた場合)

- (1) 委託者がその債権者を害することを知って信託した場合において、債権者が当社を被告として、この信託の取消しを裁判所に請求した場合、当社は当該請求に基づき信託が取り消される具体的な金額(以下「詐害信託取消相当額」とします。)が明示されている確定判決、和解調書、調停調書等(以下本条において「確定判決等」とします。)が当社に提示されるまで、受益者に対する信託財産の交付を行わないことができます。
- (2) 詐害信託取消請求に基づき信託財産の一部が委託者に帰属することおよびその具体的な詐害信託取消相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、当社所定の書面により債権者から詐害信託取消相当額の支払請求があり、当社がこれを承認したときは、第12条第10項に準じて、債権者に詐害信託取消相当額の金銭を一括して支払うものとし、

以上

当社が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988
